

市民意見募集(パブリックコメント)結果

「和歌山市犯罪被害者等支援条例の骨子(案)」に対するご意見を募集した結果、2件のご意見をいただきましたので、次のとおり公表します。

■募集案件の概要

募集案件	和歌山市犯罪被害者等支援条例の骨子（案）について
受付期間	令和元年8月29日～令和元年9月27日
ご意見の件数	2名・2件

■ご意見の概要と市の考え方

No	ご意見の概要	市の考え方
1	<p>条例において、次のとおり経済的支援制度及び日常生活支援制度を制定して欲しい。</p> <ul style="list-style-type: none">・見舞金の支給・印紙代等の民事訴訟提起の費用旅費等の裁判傍聴に要する費用の補助・弁護士相談費用に対する補助・臨床心理士等相談費用に対する補助・転居先の家賃補助・市営住宅への優先的入居・転居費用に対する補助・家事援助、介護サービスや一時保育サービスの自己負担額の軽減	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>犯罪被害者等支援については、これまでも、人権同和施策課が相談窓口となり取組んできたところです。</p> <p>今後は、条例を制定することで、犯罪被害者等支援の必要性を明確にし、人権同和施策課が調整役となって、庁内各課や関係機関が緊密な連携を図るとともに、犯罪被害者等が必要とする様々な施策を、途切れることなく実施していくことで、犯罪被害者等が地域で孤立することのない社会を目指していきたいと考えています。</p>
2	<p>条例において見舞金支給制度を制定して欲しい。</p>	No. 1と同じ。